

関係者各位

2020年4月11日

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する 緊急要望書提出についてのご報告

一般財団法人谷桃子バレエ団  
芸術監督 高部尚子

平素から皆様には当バレエ団の活動にあたりまして、格別のご理解とご支援を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

また、依然、猛威を振るう「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大によって、我が国初の緊急事態宣言も発令され、事態の先行きが見えず、不安な日々をお過ごしのことかと存じます。影響を受けている全ての皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、去る4月3日、議員会館にて、現在のバレエダンサーたちの現状をお伝えするとともに、経済的支援や今後の活動再開に対するガイドラインの早期整備をお願いする要望書を、経済産業大臣、そして文化庁長官の各担当者様へ直接提出させていただきましたことを報告させていただきました。

そして、この度私共谷桃子バレエ団は昨日4月10日、経済再生担当、全世代型社会保障改革担当、内閣府特命担当、新型コロナ対策担当大臣、西村康稔殿に要望書を提出させていただける機会を頂戴いたしました。

改めて、「バレエダンサー、スタッフに対し、生活を継続していく為の現金の給付、無利息融資、補償の適応」、「舞台公演を主催する団体（一般財団法人、公益財団法人等々）への補償・補填・融資」を強く要望させて頂きました。

提出いたしました要望書の詳細内容については、以下の通りとなります。

## 記

### 1. バレエダンサー、スタッフへの補償・補填・融資

舞台公演が中止となり収入が激減したバレエダンサー、スタッフに対し、生活を継続していく為の現金の給付、無利息融資、補償の適応を求めました。

バレエダンサー、スタッフの雇用形態はその勤務体系等から現行の休業補償や、救済措置が当てはまらないケースが大半となります。一般的なフリーランスまたは個人事業主としての対象から外されてしまうことが懸念されます。

1公演に必要とされるリハーサル期間は短く見て3か月というのが事実であり、報酬の多くは公演後の支払となります。

1公演中止、延期となるという事は3か月分の報酬を失うという事であり、また再開されたとしてすぐに公演が出来る訳では無く、自粛に伴いリハーサルが進められない以上、翌公演までの準備期間の運転資金もさらに必要となるのが現実であるため、早期の補償と希望者への融資をお願いいたしました。

### 2. 舞台公演を主催する団体（一般財団法人、公益財団法人等々）への補償・補填・融資

政府からの自粛要請を受け、多くのバレエ団体が公演を中止、延期しており事前準備に必要とされた費用の回収目処も立たぬまま払い戻し対応をしています。この払い戻しに対する新たな補償、補填を早急に求めました。

また、バレエ団の多くは財団法人、社団法人でありセーフティネット保証第5号の対象外となってしまう。これに伴い多くの文化団体がまさに荒廃していく道を余儀なくされてしまっていることをご理解いただき、すでに認可の降りている芸術振興基金の交付条件への特例措置の実施保証対象への見直しをお願いいたしました。

### 3. 公演実地可能条件のガイドライン整備

バレエ団体の経営において公演の中止、延期は存続に直結する問題です。一般的なバレエ公演ではお客様同士の会話等もほぼなく、三密条件に当てはまらない部分があります。

お客様同士の座席の間隔調整、空調換気設備の基準に対して明確な基準を提示していただくことが出来るならば活動再開可能となりますので、早期のガイドライン整備をお願いいたしました。

### 4. バレエスタジオ、グループレッスンに対するガイドライン整備

グループレッスンに対しての具体例としてスタジオの広さに対する人数の規定、受講生同士の必要な距離の規定、またバレエという特性上ペアや群舞での作品が多数ありますため、そういった作品の上演に対する上での舞台上の人数制限についてのガイドラインの整備をお願いいたしました。

以上

## 賛同団体

- 公益社団法人 日本バレエ協会
- 公益財団法人 井上バレエ団
- NBAバレエ団
- 貞松・浜田バレエ団
- 札幌舞踊会
- 公益財団法人 東京シティ・バレエ団
- Ballet Chambre Ouest
- 横浜バレエフェスティバル

他53団体